

はやぶさ

Hayabusa

Sagamihara
Corporation Association's
magazine

2014.5

相模原法人会広報誌

No.189 隔月刊





巡りくる営み

初夏の陽射しのもと、
あらゆる生物がいきいきと活動を始めています。
畑の周りに植え込まれたつつじも
色とりどりに咲き乱れ、
アゲハチョウが
どこからともなく蜜を求めてやって来ました。
いつも巡ってくる営みですが
ひと安心します。

Photo 松田廣司 / 撮影地 緑区青野原

法人会を支える

ひと

(有)ダスキン不二美

石塚 鵬さん

林間地区

選んだのは
まがい物のない仕事
お客さんも、自分もいい

法人会に入会して



地域に根付き

相模原市とともに成長

『……自分に対しては 損と得とあらば損の道をゆくこと 他人に対しては 喜びのタネまきをすること 我も他も 物心ともに豊かになり 生きがいのある世の中にすること 合掌……』これは日本でフランチャイズの先駆けとなった、ダスキンの創業者である鈴木清一氏が「祈りの経営」として掲げた経営理念の一部です。

東京都大田区池上にあるお米屋さんの次男坊だった石塚さんは、粗悪なブレンド米が出回りはじめたことに違和感を感じていました。そんな中、ダスキンがフランチャイズ店の募集をしはじめ、この理念に賛同した石塚さんは、自身の事業としてダスキンに加盟。昭和44年、26歳の時に独立しました。翌年、結婚を機に相模台に居を構え、数年後、現在の東林間に移転しました。

はやぶさ 2014年5月号 No.189

INDEX

法人会を支えるひと

(有)ダスキン不二美

石塚 鵬さん 2

ハイライト

法人会の税制改正に関する提言の

主な実現事項 4

平成26年度

事業計画案、予算案 7

活動フラッシュ

各地区の事業報告 10

相模原税務署からのお知らせ 12

花子と太郎の見てある記

(有)関森商事 八百恒青果 16

相模原法人会からのお知らせ 18

読者プレゼント

(有)ダスキン不二美『くらしキレイBOX』 19



「他所よそから入ってくるからには色々な人と関わった方がいいと、法人会に入会しました。初代の柿嶋会長から始まって、歴代の会長さんたちにも目をかけていただき、法人会とは長いお付き合いをさせていただいています」その後、相模原市の人口も増えていき、街の発展とともに事業も成長していきました。「みなさんとの関わりの中で、この地に少しずつ根を生やして今に至ります。良い時代と良い商品に巡り会いました」

ダスキンというと、雑巾のレンタルが主だと思われがちですが、ここ20年来、家事代行サービスも行っています。かつては自宅の掃除を人に頼むことには後ろめたい風潮がありましたが、今ではサービスとして利用する時代になりました。「高齢で掃除ができなくなったという方も増えてきています。また、親御さんに代行サービスをプレゼントするという方もいらっしゃいます。家事代行はもちろんですが、近年は人と人との心のふれあいも求められているように思います」



(有)ダスキン不二美社屋

読者プレゼント
巻末をご覧ください



今年で創立45周年を迎え、この春から娘さんが社長の仕事を引継ぐことになりました。そうしたこともあり、毎年恒例の年始会の代わりに『感謝の集い』を開催。約110名のスタッフの中には長く勤めている人も多く、20年以上勤務しているスタッフには伴侶の方も同伴で招待したとのこと。「ご主人の理解があったからこそ、続けてこられたのです」また、「スタッフの皆さんの状況や思いを少しでも理解できたらと思って」と、毎年3月にスタッフ一人ひとりと面談をしてきました。今後はこれまでと同様に、スタッフに掃除道具を配送する仕事は続けていくとのこと。「配送のおじさんが頑張ってねー、と言われてますよ。スタッフさんたちがとても元気がいいので、彼女たちの元気に支えられています」

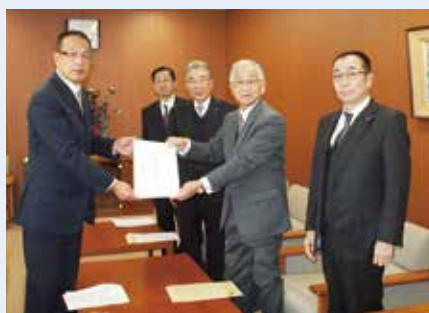
次なる目標、スペイン巡礼は自分へのご褒美

鵬(おおとり)という珍しいお名前について何うと「みなさんに名前を尋ねられると嬉しくなります。昭和18年の戦時中生まれで、大鵬たいほうの鵬です。親父が凝って付けてくれた名前で感謝しています」と話します。

今まで仕事に打ち込んできた石塚さん。新たな目標は「サンチャゴまでの巡礼なんです」と、目を輝かせました。3年前から数回に分けて四国八十八ヶ所の遍路を終え、昨年、初めてスペイン巡礼へ。そこで知り合ったフランス人女性とも、今ではメル友です。「翻訳が手軽にできるアプリがあるので便利ですね。去年、女房と一緒に巡礼に訪れて、フランスからピレネーを越えて行くルートを彼女にサポートしてもらいました」目標を持っている喜び。「人生楽しいです!」と活き活きと話す石塚さん。常に感謝の心を携えつつ、人生を謳歌するその姿は周りの人にも幸せを運んでくるようです。

法人会の 税制改正に関する提言の 主な実現事項

平成25年11月21日



加山俊夫 相模原市長へ

平成25年11月21日



須田毅 相模原市議会議長へ

平成25年12月9日



衆議院議員 赤間二郎氏へ

平成26年度税制改正では、平成25年10月1日に閣議決定した投資減税措置や所得拡大促進税制の拡充に加え、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止、交際費課税の見直し等の減税措置が盛り込まれました。また、税制抜本改革を着実に実施するため、高所得者に対する給与所得控除の見直し、地方法人課税の偏在是正、車体課税の見直し等、所要の措置が講じられました。

法人会では、昨年9月に「平成26年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、設備投資減税、交際費課税など法人会の要望事項の一部が改正に盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

法人課税

1. 法人税率

法人会提言

改正の概要

【法人実行税率20%台の実現】

- ・わが国の立地条件や競争力強化などの観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の実効税率を実現するよう求める。

経済の好循環を早期に実現する観点から、復興特別法人税が1年間前倒して終了します。この結果、法人実効税率が35.6%に引き下がりました。

2. 交際費課税

法人会提言

改正の概要

【交際費課税の見直し】

- ・交際費課税の特例の適用期限延長
- ・資本金規模に関わらず全ての企業を対象とすべきである。

- (1) 交際費のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金の額に算入する措置が創設されました。
- (2) 中小法人に係わる損金算入の特例について、適用期限が2年延長されます。また、中小法人は上記(1)と現行法との選択適用が可能となりました。



3. 中小企業対策

法人会提言

【中小企業の活性化に資する
税制措置の本則化等】

- ◎ 中小企業投資促進税制
 - ・ 中小企業投資促進税制の本則化
 - ・ 特別償却率および税額控除率の大幅引き上げ
 - ・ 対象設備を拡充した上、「中古設備」を含める
 - ・ 税額控除適用の対象企業を「資本金1億円以下」に引き下げ
- ◎ 少額減価償却資産
 - ・ 「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」措置を本則化

改正の概要

- (1) 適用期限が3年延長（平成29年3月31日まで）されました。
- (2) 対象となる特定機械装置等が生産性向上設備等に該当する場合、特別償却割合や税額控除割合の拡充措置等が次の通り講じられます。
 - ① 税額控除（7%・資本金3千万円以下の中小企業者等は10%）または即時償却（現行特別償却30%）の選択適用
 - ② 税額控除制度の適用は、資本金1億円以下（現行3千万円以下）の中小企業者等にまで拡大
- (1) 適用期限が2年延長されました。

復興支援のための
税制上の措置

法人会提言

【震災復興】

- ・ 被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、さらなる税制上の対応等、実効性のある措置を講じるよう求める。



改正の概要

- (1) 東日本大震災に係わる津波被災区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係わる固定資産税等の課税免除等の適用期限が1年延長されました。
- (2) 復興産業集積区域において機械等を取得した場合に即時償却ができる措置の適用期限が2年延長されました。

平成26年度 事業計画(案) 及び 予算(案)承認

平成26年3月26日の
理事会において
当会の平成26年度事業計画案
及び予算案について審議し
満場一致で承認されました。

平成26年度においては、法令及び定款を遵守した活動及び法人会の基本的指針に則った運営を基本方針とし、公益社団法人としての運営、会員の質的向上、組織の維持・強化、税務行政への協力等を重点事項としています。

また、予算に関しましては、経常費用のうち、公益目的事業費を60%の比率としています。以下、平成26年度事業計画抄及び予算抄を掲載します。尚、詳細につきましては、ホームページで情報公開しておりますのでご確認下さい。

平成26年度事業計画案抄

I 基本方針

公益社団法人として法令及び定款を遵守し、自立した存在として、経理的基礎及び技術的能力を有し、不特定多数の者の利益の増進に資するための事業が、安定的かつ継続的に適切に行われるよう自らガバナンスを図り、国民に対して事業運営の情報開示を行い、民による公益の増進に寄与する。

法人会の基本的指針に則り、定款に定める当会の目的を達成するために、公益目的事業及び会員の福利厚生や会員支援事業を積極的に実施し、よき経営者を目指すものの団体として、税務行政の円滑な運営に寄与し、さらに、県内外の単位会及び連合会、または、他の税務行政協力団体と連携を保ちつつ、組織の拡大強化、事業内容のより一層の充実を図る。

II 重点事項

1. 公益社団法人としての運営
2. 定款に定めた目的達成のための事業活動
 - (1) 公益目的事業の実施

- (2) 会員の福利厚生や会員支援事業の実施
3. 会員の質的向上
4. 組織の維持・強化
5. 税務行政への協力
6. 税務行政協力団体との協調

III 主要事業計画

1. 税知識の普及を目的とする事業
 - (公益目的事業1-1)
 - (1) 新設法人説明会
 - (2) 決算法人説明会
 - (3) 税務相談
 - (4) 改正税法説明会
 - (5) 広報誌発行による税情報や開催要領の公開
 - (6) Webサイトによる税情報の発信
 - (7) 源泉部会税務研修会
 - (8) 女性部会及び青年部会税務研修会
 - (9) 地区支部税務研修会

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

(公益目的事業1-2)

- (1) 租税教室実施に向けての調査研究及び実施
- (2) 租税教育用小学生向けマンガ寄贈
- (3) 相模原市主催イベント等での租税教育用「紙芝居」実施
- (4) 相模原市主催イベントでの税金クイズ等
- (5) 地域イベント参加による税金クイズ等

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

(公益目的事業1-3)

- (1) 法人会全国大会
- (2) 公益財団法人全国法人会総連合税制セミナー
- (3) 税制改正要望アンケートの実施
- (4) 一般社団法人神奈川県法人会連合会税制問題研究会
- (5) 税制改正要望書の関係機関への提出
- (6) 全国青年の集い
- (7) 全国女性フォーラム

4. 地域企業の健全な発展に資する事業

(公益目的事業2)

- (1) 労務相談
- (2) 法律相談
- (3) 経営研修会(本部・部会・支部)
- (4) 年末調整説明会
- (5) インターネットセミナー運営管理

5. 地域社会への貢献を目的とする事業

(公益目的事業3)

- (1) 会員大会講演会やシンポジウム
(創立40周年記念講演)
- (2) 健康セミナー(部会・支部)
- (3) 女性部会絵手紙作成、送付
- (4) 女性部会タオル収集及び寄贈
- (5) 女性部会使用済み切手収集及び寄贈
- (6) チャリティイベント(本部・支部)
- (7) 地域イベントへ参加(支部)
- (8) 地域美化運動

(9) 中学生職場体験支援事業

- (10) 一般社団法人神奈川県法人会連合会「法人会の森」下草刈
- (11) その他会員及び一般に有益な事業(支部地区)

6. 会員の交流に資するための事業

- (1) 新年賀詞交歓会
- (2) 理事、監事、委員会、支部、部会等交流会
- (3) 厚生親睦旅行
- (4) 支部・部会親睦交流事業
- (5) 支部会員交流会
- (6) 支部施設見学会
- (7) 他団体との交流会
- (8) 創立40周年記念式典及び祝賀会及び記念誌発行

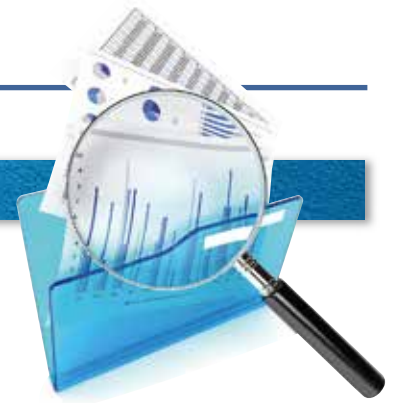
7. 会員の福利厚生等に関する事業

- (1) 経営者大型保障制度の普及推進／
引受保険会社：大同生命保険株式会社
- (2) 経営保全プランの普及推進／
引受保険会社：AIU損害保険株式会社
- (3) がん保険制度の普及推進／
引受保険会社：アメリカンファミリー生命保険会社
- (4) 簡易保険団体保険料払込制度
- (5) 成人病検診
- (6) パソコンセミナー割引
- (7) 葬儀・儀式サービス
- (8) 福利厚生制度推進連絡協議会
- (9) 貸倒保障制度普及促進

8. その他本会の目的を達成するために必要な事業

- (1) 会の意思決定機関の総会及び理事会、各事業を具体化するための委員会及び部会、会活動の充実を図るための各支部及び地区での役員会等、さらに税務行政機関及び他団体との連絡協調のための会議等を実施。
- (2) 貸会議室の利用推進
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

平成26年度予算抄 正味財産増減計算書案抄



I 一般正味財産増減の部

i 経常増減の部	26年度	25年度	増減
(i) 経常収益			
1 特定資産運用益	4,715,000	4,700,000	15,000
2 受取会費	40,560,000	41,568,000	-1,008,000
3 事業収益	1,865,000	1,710,000	155,000
4 受取補助金等	17,612,700	16,509,100	1,103,600
5 受取負担金	300,000	300,000	0
6 受取寄付金	180,000	0	180,000
7 雑収益	672,000	1,625,000	-953,000
経常収益計	65,904,700	66,412,100	-507,400
(ii) 経常費用			
1 公益目的事業	45,880,606	44,440,749	1,439,857
2 収益事業等	19,990,065	15,278,065	4,712,000
3 管理費	10,139,240	10,421,060	-281,820
経常費用計	76,009,911	70,139,874	5,870,037
当期経常増減額	-10,105,211	-3,727,774	-6,377,437
ii 経常外増減の部			
(i) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(ii) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
法人税及び住民税	400,000	400,000	0
当期一般正味財産増減額	-10,505,211	-4,127,774	-6,377,437
一般正味財産期首残高	264,469,084	259,253,918	5,215,166
一般正味財産期末残高	253,963,873	255,126,144	-1,162,271

2/27(木) 研修会

相模湖地区



業績向上セミナー

内容/利益アップの販売手法 講師/鈴木貴子氏(マインドック有限会社代表) 場所/県立相模湖交流センター

3/1(土) 研修会

中央南支部



日本はなぜアジアの国々から愛されるのか

講師/池間哲郎氏(一般社団法人アジア支援機構 代表理事) 場所/相模原法人会館

活動フラッシュ

相模原法人会各地区の事業報告

2014年 2月 ▶ 3月 ▶ 4月

3/7(金) 研修会

青年部会



県連青年部会連絡協議会セミナー

第1部 青年部会協議会セミナー「東日本大震災後の日本」講師/小泉進次郎氏(衆議院議員) 第2部 懇親会 会場/箱根湯本温泉 吉池旅館

3/12(水) 研修会

厚生事業等推進委員会



すい臓ガンの治療

講師/松山隆生氏(横浜市立大学付属病院消化器・腫瘍外科学) 場所/相模原法人会館

2/26(水) 租税教育活動

青年部会



租税教室の実施

講師/青年部会員 場所/相模原市立向陽小学校

3/11(火) 親睦事業

青年部会



おもしろカレッジ

内容/日本の食文化と歴史を考える 場所/築地市場～皇居～マッカーサー記念室

2/22(土) 社会貢献事業

麻溝地区



駅の花植え

JR相模原線 原当麻・下溝駅の花植えをしました。(2013年5/18・10/19・2014年2/22 年3回実施) 共催/法人会、商工振興会、観光協会

3/18(火) 社会貢献事業

中央北支部



地域美化運動

内容/中央北支部地域のゴミ拾い

4/5(土)・6(日) 社会貢献事業

公益事業推進委員会



相模原市民桜まつり

内容/税金クイズ及び税に関する資料の配布、一億円の重さ体験、租税教育用「紙芝居」を実施しました 会場/市役所桜通り

4/6(日) 社会貢献事業

津久井第1支部



津久井湖桜まつり

内容/税金クイズ及び税に関する資料の配布
会場/津久井湖観光センター

3/14(金)・15(土) 親睦事業

田名支部



田名支部役員親睦バス旅行

三島大社～大仁(昼食)～土肥金山～堂ヶ島温泉ニュー銀水(宿泊)～中伊豆ワイナリー～葦山(昼食)

3/16(日) 親睦事業

大沢支部



大沢支部日帰り親睦旅行

富岡製糸工場と上州の旅

平成26年4月から、消費税率が8%になりました。

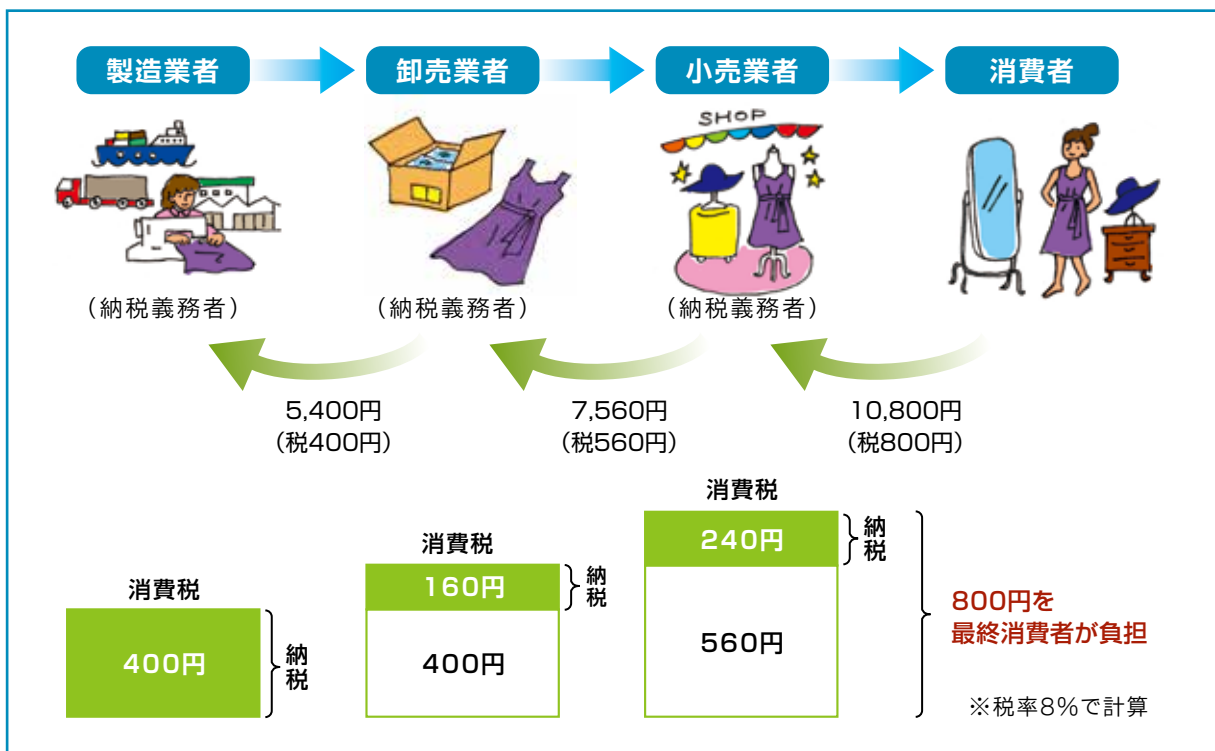
消費税を適正に価格に転嫁するために

消費税は、消費活動に対して広く公平に負担を求める税金です。納税義務者は事業者となっていますが、事業者に課される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれて転嫁されます。そして、最終的には消費者が負担することが予定されています。

国では、事業者の方々が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の円滑かつ適正な転嫁対策等に取り組んでいきます。

【消費税の転嫁の仕組み】

消費税は、売上げにかかる消費税額から、仕入れにかかる消費税額を控除し、その差額を納付することとされています。



【消費税転嫁対策特別措置法(平成25年10月1日施行)】

- ・一旦取り決めた対価の減額や買ったときによる消費税の転嫁拒否等の禁止
- ・消費税分を値引きする等の宣伝や広告の禁止
- (「消費税還元セール」、「消費税率上昇分値引きします」等の広告の禁止)
- ・総額表示義務の特例(税込価格と誤認されない表示であれば、税込価格を表示しない表示方法が認められます)
- ・転嫁カルテル・表示カルテルの独禁法の適用除外(公取委への事前届出制)

消費税の価格転嫁等のことで困ったら

消費税価格転嫁等総合相談センター

転嫁、広告・宣伝、価格表示、便乗値上げ等に関する相談の受付

専用ダイヤル

0570-200-123

【受付時間】平日9:00～17:00(平成26年3月・4月は土日も受付)

※ お住まいの地域に応じた通話料金がかかります。実際にかかる金額は音声ガイダンスでご案内しております。

メール(HP上の専用フォーム)

<http://www.tenkasoudan.go.jp>

適用額明細書の記載に当たって ～ 適用額明細書の正確な記載のお願い ～

法人が平成23年4月1日以後終了する事業年度(又は連結事業年度)において、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第3条)。

法人税関係特別措置の適用を受けるためには、誤りのない適用額明細書を提出する必要がありますが、これまで税務署に提出いただいた適用額明細書の中には、次のような誤りが多く見受けられます。

適用額明細書に記載誤りがある場合は、正しく記載した適用額明細書を改めて提出していただく必要がありますので、適用額明細書の作成に当たっては、ご注意ください。

なお、適用額明細書の記載に当たって、ご質問、ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【よくある記載誤り】

① 法人税申告書別表からの転記誤り

「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「所得金額又は欠損金額」の各欄は、法人税申告書別表一(一)等の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「所得金額又は欠損金額」の各欄の金額を記載してください。

※ 欠損金額の場合は、金額に「△」又は「－」を付してください。

② 区分番号の記載誤り

「区分番号」は、税制改正に伴い同一措置であっても改正前後で「区分番号」が異なる場合がありますので、適用する対象事業年度の「区分番号」を記載してください。

「区分番号」の記載に当たっては、適用する対象事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照してください。

(参照先) 「国税庁ホームページ」(www.nta.go.jp)→「パンフレット・手引き」→「法人税関係」→「適用額明細書に関するお知らせ」

③ 適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

④ 「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

「所得金額又は欠損金額」欄が0又はマイナスの金額(欠損金額)である場合は、「税額控除」や「中小企業者等の法人税率の特例」の措置の適用はありませんので、適用のない措置の記載は必要ありません。

確定申告が間違っていたとき

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

【**手続**】 更正の請求書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます(税務署にも用意してあります)。

【**期間**】 更正の請求書は、次の期間内に提出してください。

- 平成23年分、平成24年分、平成25年分・・・法定申告期限から5年以内

税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日(納期限)までに、延滞税と併せて納めてください。

【**手続**】 修正申告書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

修正申告書は、国税庁ホームページからダウンロードできます(税務署にも用意してあります)。

【**期間**】 修正申告は、税務署長から更正を受けるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。

また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

なお、税務署長が決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

！ 更正の請求、修正申告などの手続などについて、お分かりにならない点がありましたら国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

税金を期限内に納付できなかった場合は…

税金を期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で口座振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかります。この場合、金融機関（日本銀行歳入代理店）又は所轄税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付していただくことになります（口座振替は利用できません）。

- ※ 納付書は、税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意しています。
金融機関に納付書がない場合には、所轄税務署にご連絡ください。

なお、平成26年中における延滞税の割合は、次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2か月を経過する日までは、年2.9%の割合
 - ② 納期限の翌日から2か月を経過する日の翌日以後については、年9.2%の割合
- 具体的な延滞税の計算は、上記の①又は②の期間ごとに次表により計算します。

※ 国税庁ホームページにおいて、簡単に計算することができます。

①	$\frac{\text{納付すべき本税の額 (10,000円未満の端数切捨て)} \times \text{延滞税の割合 (2.9\%)} \times \text{期間(日数) (注)に掲げる期間}}{365(\text{日})} = \text{金額 (1円未満の端数切捨て)}$	(注) 法定納期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日まで I 完納の日 II 納期限の翌日から2か月を経過する日
②	$\frac{\text{納付すべき本税の額 (10,000円未満の端数切捨て)} \times \text{延滞税の割合 (9.2\%)} \times \text{期間(日数) (注)に掲げる期間}}{365(\text{日})} = \text{金額 (1円未満の端数切捨て)}$	(注) 上記①の期間の最終日の翌日から完納の日まで なお、上記①における期間の最終日が「I 完納の日」の場合は、②の計算は必要ありません。
③	$\text{①の金額} + \text{②の金額} = \text{延滞税の額 (100円未満の端数切捨て)}$	(注) 左記により計算した「延滞税の額」が1,000円未満である場合には、延滞税はかかりません。

平成26年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、次のとおり「平成26年度税務職員採用試験」を行います。興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

◇ 受験資格

- ① 平成26年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成27年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

◇ 申込書交付期間 ※ できるだけ、インターネットで申込みをしてください。

- ① インターネットによる申込書のダウンロード 平成26年5月12日(月)～7月2日(水)
【インターネット申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html> からダウンロード】
- ② 郵送・持参申込用 平成26年5月12日(月)～6月26日(木)(土・日曜日は除く。)

◇ 申込書受付期間

- ① インターネット 平成26年6月23日(月)～7月2日(水)
【インターネット申込先 <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】
- ② 郵送又は持参 平成26年6月23日(月)～6月26日(木)

◇ 試験日

- ① 第1次試験 平成26年9月7日(日)
- ② 第2次試験 平成26年10月16日(木)～10月24日(金)のうち、指定する日

※ 詳細については、お気軽に相模原税務署・総務課(☎042-756-8211 内線411)までお尋ねください。



● 相武台地区

やおつね
(有)関森商事 八百恒青果

時代の移り変わりを
見つめて半世紀
人情味あふれる父子と味の良さで
末永く愛され続ける町の八百屋さん



花 今回お訪ねしたのは、相武台の商店街にある八百屋さん(有)関森商事さんです。

太 こちらのお店はいつ創業されたのですか？

関 昭和38年に父が創業しました。50年前ですね。

花 50年前!? すると、この辺りは今とは全然違っていたんでしょうね。

関 昔はほとんど空き地でしたね。雑草で人も通れないくらいの草地。

行幸通りも相模大野まで信号が2つ3つしかなくて、基地が近いので、当時は日本車よりもアメリカの車の方が多かったくらいだそうです。

太 どのように変わっていったのですか？

関 昭和45年ころから周りに住宅が建って行って、店も忙しくなってきました。30年くらい前は忙しくてパートの人を2~3人雇っていた時もありました。やがてスーパーの勢力



二代目の関森義一さん。父を助け、二人三脚でお店を切り盛り。仕入れに配達にと、親譲りの働きっぷりで、仕入れは妥協をしないことで市場でも有名。



創業者の関森恒夫さん



● 旬関森商事
 相模原市南区相武台1-19-14
 Tel/Fax.046-253-4041
 営業時間 9:30~20:00頃
 定休日 日曜・祝日
 アクセス 小田急小田原線「相武台」駅より徒歩5分

に押されて、近隣の八百屋もどんどんなくなってしまいました。おかげさまでうちは学校や幼稚園、保育園、老人ホームや飲食店への配達もあるので助かってます。

⑥ 配達が主なのですか？

⑧ 店の売上げと半々ですね。昔からのお客さんもたくさん来てくださるので。1日60kmくらい配達して回っていて、ガソリンが3日でなくなってしまうほどです。

⑨ それにしても豊富な品揃えですね！

⑧ 毎日市場へ出かけて、より新鮮でおいしく、より多くの品物を仕入れるようにしています。「お宅のは味が違うね」と言われますよ。

⑥ 吟味して仕入れてるんですね。

⑧ 父が野菜を、私は果物の仕入れをしています。私は市場で『ひよどり』と呼ばれてるんですよ。

⑨ 「ひよどり」？

⑧ 「喰ってみなきゃわかんないじゃないか」と言って箱を開けてつまんで食べちゃうもので。いつも売り子さんには空けるなと言われてたんで

すけど、おいしかったら買うからと言って食べちゃう。いつもその調子なので、今では私には何も言わなくなりました。

⑨ 朝は早いのでしょうか。

⑧ 毎朝5時くらいには市場に行って、6時半には店に帰り、私は午前中の配達へ回り、父は再度市場へ行って競りに出ています。午後も配達があって、一日中フル稼働です。一日に1tくらいの品物を上げ下ろしていますね。

⑥ それは厳しいお仕事ですね。

⑧ たいへんな商売だと思います。親父は78歳になるんですが、朝の5時から夕方6時まで立ちっぱなし。働き詰めなんです。疲れたとか一言も弱音を吐かないんですよ。昔の人は本当によく働くなあと思いますね。とても真似できません。漬け物だって自分で作っちゃうんだから。

⑨ 手づくりの漬け物も扱っているんですか？

⑧ ぬか漬け、白菜、高菜漬けなどです。昔ながらの塩と糠だけのたくあんもよく売れるんです。

⑨ うわあ〜、おいしそうですね。

⑧ 開店当初に母と5樽、塩加減を変えて漬け込んで、味を決めたんだそうです。遠くに引っ越してもこれを求めにわざわざ来てくれるお客さんもいるくらいです。

⑥ 義一さんはおいくつからお店に入ったのですか？

⑧ 20歳くらいからです。それから少しして母が亡くなって、親父を助けてなんとかしなきゃと夢中でやってきました。弟も午前中、手伝いに入ってくれてるんです。

⑨ ひっきりなしにお客さんがいらっしやいますね。

⑧ 古くからの方もよくいらしてください。父のことをいまだに「おにちゃん」と呼ぶ方もいるくらいなんです。私も昔からの呼び名で「よっちゃん」と呼ばれたりしてます。やっぱり人と人とのつながりが一番大切ですね。

⑥ 品物の良さもさることながら、関森さん親子のお人柄もあって、末永く愛され続けているのでしょうか。

⑨ 本日はありがとうございました。



古くからの常連さんをはじめ、来客が絶え間なく訪れます



恒夫さんが、起業する前の奉公先で模範店員として表彰され、いただいたという、古いそろばん



働き者のお父さんの手づくりの漬け物。亡き奥様と開発したレシピを守るたくあんも人気。薄塩なので12月〜2月のみの扱い

消費税期限内納付 推進運動実施中!

消費税の
期限内納付を
忘れずに。



- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には
申告・納付期限^(※1)が
あります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※2)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※2)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。

法人会

女性部会社会貢献事業活動

タオル・古切手の寄付に、 ご協力をお願い致します。

女性部会では、タオル類・使用済切手類の寄付を募っております。タオル類は相模原市内の介護老人福祉施設へ、使用済切手などは相模原ボランティア協会(あじさい会館内)へ寄贈しています。

◎タオル、バスタオル

新品・使用済のどちらでもよく、色・形を問いません。

◎使用済切手・書き損じハガキ

切手はどんな切手でも結構です。

(普通切手・記念切手等)切手と消印(消印は途中で切らずに)の周りを1cmくらい残して、大きめに切り取ってください。

※切手の周りのギザギザや切手自体を切ってしまうと価値がなくなってしまいます。

タオル・切手共に
1枚から、受け付けて
おります

新会員紹介

平成26年2月・3月

法人名	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
株式会社 黄原商会	製鋼原料問屋	黄原 幸浩	相模原市中央区清新2-16-11	小山清新
八洲開発 株式会社	解体・葺土工・土木工事業	百瀬 尚道	相模原市中央区中央3-7-6-202	中央南第1
株式会社 シパーズ	広告代理業	小山 智竹	相模原市中央区鹿沼台1-15-9 センチュリー鹿沼12F	共和第1
ABCトラスト 株式会社	ビルメンテナンス	菊池 敦	相模原市南区東大沼3-30-26	大野中第1
石村システムエンジニアリング 株式会社	電気工事業	縄田 和行	相模原市南区相模大野8-3-3 センチュリー-KIビル302	大野
株式会社 明輝社	電気・通信工事	飯田 美津雄	相模原市南区相模大野8-4-2 ラ・メールビル2F	大野
丸太運輸 株式会社 関東営業所	建設工事	村山 武士	相模原市緑区大山町5-1	橋本
合同会社 サガミ	看板業	長屋 勝	相模原市中央区田名4128-1	田名第2
株式会社 キャンテック	清掃業	佐原 淳	相模原市南区麻溝台7-24-62 エイブルビル1F	麻溝台
鈴木秀成後援会事務所		鈴木 秀成	相模原市南区東林間2-6-18	賛助会員
パブラウンジRita	飲食業	石井 智恵	相模原市中央区相模原5-1-6 浦野ビル1F	賛助会員

会議室ご利用のご案内

法人会館の会議室を ご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等にご利用になれます。飲食を伴うパーティー等や土日祝祭日のご利用も可能です。

※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に反した内容のご利用はできません。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会……無料
 - ◎会員会社でのご利用……………会員料金
 - ◎会員以外の方のご利用……………一般料金
- ※予約状況の確認はHPにてご覧いただける他、お申込みも可能です。

本誌同封広告のご案内

「広報誌はやぶさ」に、 貴社の広告を同封いたします。

会員みなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、貴社の広告と一緒に封入することができます。どうぞご利用ください。

《発行内容》

部数：4,000部
発行日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

《封入広告》

寸法：角2封筒に入る大きさ
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)
内容：会員に配布するに相応しい内容であること
発行部数印刷、寸法に合うこと
料金：30,000円(1回)
お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡
ください。

読者 プレゼント

応募締切り
5月31日(土)

(有)ダスキン不二美 お掃除セット 『くらしキレイBOX』 を15名様にプレゼント!

今すぐハガキか
FAXで!



【セット内容】

- ◎風呂・化粧室用洗剤
- ◎トイレ用除菌・洗浄・消臭剤
- ◎カビ取り剤
- ◎スポンジ
- ◎ゴム手袋

下記の内容をご記入の上、相模原法人会事務局までFaxまたは郵送でお申込みください。

- ① 希望商品名：「くらしキレイBOX」
- ② ご住所 ③ お名前 ④ 電話番号
- ⑤ 「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想など

◎当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。また、ご感想などをご紹介させていただく場合がございます。

会議室のご利用・プレゼントのお申込み、タオル等のご寄付、広告の同封、本誌に関するお問合せやご感想はこちらまでお寄せください。

公益社団法人 相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273
<http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16

法人会会員の方は、こちらの会員証を切り取り、確定申告の申告書の別表下欄に貼付して提出してください。

キリトリ

 公益社団法人 相模原法人会会員証

第2回 通常総会開催のご案内

日時 / 平成26年5月27日(火) 13:30～

会場 / けやき会館 大樹の間

(相模原市中央区富士見6-6-23 TEL.042-753-3333)

第1部

講演会 13:30～15:00 参加費/会員:無料 一般:1,000円

取材現場から見える “日本経済”

講師 / 経済ジャーナリスト

内田 裕子氏

《プロフィール》

大学卒業後、大和証券に入社。トレーダーを経験後、同社の社内TV放送「大和サテライト」のキャスターに抜擢され、マーケット情報番組や経営者・アナリストとの対談番組へ多く出演。その後、大和インベスターリレーションズで企業IRのコンサルティングを経験。2000年、財部誠一事務所へ移籍、経済ジャーナリストとしての活動を始める。日本国内だけでなく海外取材も多く、製造現場の取材、経営者へのインタビューなどを得意とし、BS日テレ「財部ビジネス研究所」では7年半に渡り取材レポートとして出演。老舗企業の経営者にインタビューする「百年企業に学ぶ」のコーナーなど担当。常に現場におもむき、最新情報を伝えている。

第2部

総会 15:30～16:30

議題

第1号議案 平成25年度決算報告承認の件

報告事項

理事会承認事項

- ①平成25年度事業報告
- ②平成26年度事業計画
- ③平成26年度収支予算

第3部

懇親会 17:00～18:30 会費/3,000円(当日納入)

公益社団法人相模原法人会 事務局 TEL042-755-3027 FAX042-753-3273